

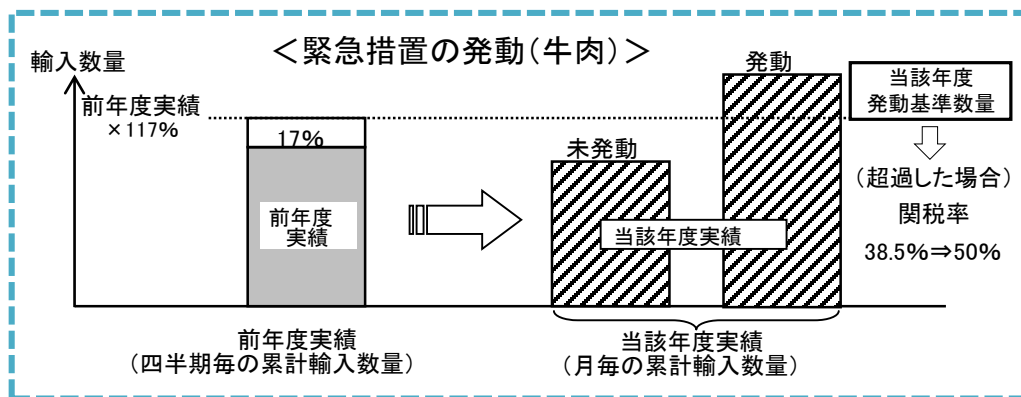
牛肉に係る暫定税率及び関税の緊急措置等の取扱い

平成29年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

牛肉に係る暫定税率及び関税の緊急措置の取扱い

牛肉に係る暫定税率及び関税の緊急措置の概要

- 牛肉に係る関税の緊急措置は、暫定税率(6品目)によって協定税率より低い水準まで引き下げている税率を、輸入数量が一定の水準を超えた場合に、自動的に戻すもの。
- 本措置及び暫定税率の適用期間はともに一年間であり、毎年度、期限延長の必要性を検討。



- ウルグアイ・ラウンド合意時の関係国との協議の結果、暫定税率によって協定税率より低い水準まで実行税率を引き下げることとした際、これと一体として、牛肉の輸入急増時の安全弁として本措置を設けたため、本措置と暫定税率とは一体的に検討を行う必要。
- 国際約束履行の観点から、暫定税率が引き続き必要と考えられるところ、暫定税率と一体的な制度である本措置と併せて、適用期限を延長する必要。

- 牛肉に係る暫定税率(6品目)及び関税の緊急措置について、適用期限を一年延長する方向で検討。₁

牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量に係る特例措置の取扱い

特例措置の概要

- 牛肉に係る関税の緊急措置について、その発動基準数量は前年度輸入実績が算出基礎となるが、米国でのBSE発生(平成15年12月)に伴い、特例措置を設定。
- 前年度の輸入実績が米国におけるBSE発生前の水準(平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値)を下回る場合には、平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を算出基礎とする(本特例措置を平成29年度まで継続中)。

- 生鮮・冷蔵牛肉については、平成28年度の輸入実績が依然として平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を下回っていることから、米国でのBSE発生前の水準に回復したとは言えない。
- 仮に、このような状況下で本特例措置を廃止した場合、輸入量が回復する途上での関税率の引上げを招き、消費者等に不利益が生じるおそれ。

- 牛肉に係る関税の緊急措置の適用期限を一年延長する場合には、本特例措置も継続する方向で検討。

＜参考＞発動基準数量の設定イメージ(生鮮・冷蔵)

